

若山小学校いじめ防止基本方針

① いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

② いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全安心な学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

③ いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深めるとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

④ いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

(ア) わかる授業づくり

- ・すべての児童が参加・活躍できるための授業改善
- ・児童が互いに学び合う授業づくり（言語活動の充実）
- ・基礎的・基本的事項の確実な習得

- ・教員同士の参観授業の実施
- ・授業評価アンケートの実施
- (イ) 学習規律の徹底
 - ・ベル着の徹底
 - ・授業中の正しい姿勢の徹底
 - ・発表の仕方、聞き方の指導
- (ウ) 学級集団づくり
 - ・話し合い活動、学級会活動の充実
 - ・学級での居場所づくり、絆づくり
 - ・Q-U調査の活用（6月、10月）
- (エ) 社会体験、自然体験、交流体験の充実
 - ・豊かな体験活動の設定
 - ・6年間を見通した体系的・計画的な実施
- (オ) 児童会活動の充実
 - ・あいさつ運動の実施
 - ・縦割り班活動の実施
 - ・いじめをしない集会の実施
- (カ) 人権学習、道徳教育の推進
 - ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
 - ・「いじめ」の本質や構造の理解
- (キ) 校内研修の実施
 - ・いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施
 - ・年間計画に位置づけ年に複数回実施
- (ク) 学校評価の活用
 - ・本方針に基づく取組実施状況を学校評価の評価項目へ位置づけ
- (ケ) 未然防止の取組の検証
 - ・新たないじめの件数、いじめによる不登校の件数の比較(昨年度との比較)
 - ・Q-Uアンケート…要支援群に位置する児童の比較(前回調査との比較)

⑤ いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配ることが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を行い、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

- (ア) 意識的な観察
 - ・出席をとるときの声、表情
 - ・健康観察の様子
 - ・保健室等での様子
 - ・授業中の様子
 - ・帰りの会での様子

- ・ 休み時間の様子
- ・ 日記等の活用
- (イ) いじめアンケートの実施
 - ・ 毎月 1 回実施
 - ・ いじめ問題対策チームによる検討
- (ウ) 気になる様子のメモ
 - ・ 5W1H (いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように) でメモ
- (エ) 情報交換会の開催
 - ・ 毎週金曜、気になる児童や生徒指導上の問題について情報交換を行う。
校長、教頭、学級担任、養護教諭、事務職が参加
(年度当初等、情報量が多い場合は別枠として長めに時間をとって開催)
- (オ) いじめの早期発見に関する留意事項

◇ 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、児童は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の児童が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

<学校での一日>

○ いじめを受けている児童が学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点 (特に、変化が見られる点)	
朝 の 会	○ 遅刻・欠席が増える。 ○ 表情が冴えず、うつむきがちになる。	○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い。 ○ 出席確認の声が小さい。
授業開始時	○ 忘れ物が多くなる。 ○ 用具、机、椅子等が散乱している。 ○ 一人だけ遅れて教室に入る。	○ 涙を流した気配が感じられる。 ○ 周囲が何となくざわついている。 ○ 席を替えられている。
授 業 中	○ 正しい答えを冷やかされる。 ○ 発言に対し、しらげや嘲笑が見られる。 ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる。 ○ ひどいアダ名で呼ばれる。	○ グループ分けで孤立することが多い。 ○ 保健室によく行くようになる。 ※ 不まじめな態度で授業を受ける。 ※ ふざけた質問をする。 ※ テストを白紙で出す。
休 み 時 間	○ 一人でいることが多い。 ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている。	○ 集中してボールを当てられる。 ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用もないのに職員室等に来る。 ○ 遊びの中で孤立しがちである。 ○ プロレスごっこで負けることが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 大声で歌を歌う。 ※ 仲良しでない者とトイレに行く。
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食べ物にいたずらをされる。 ○ グループで食べる時、席をはなしている。 ○ その児童が配膳すると嫌がられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる。 ※ 好きな物を級友に譲る。
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目の前にゴミを捨てられる。 ○ 最後まで一人でする。 ○ 椅子や机がぽつんと残る。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ さぼることが多くなる。 ※ 人の嫌がる仕事を一人でする。
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている。 ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある。 ○ 急いで一人で帰宅する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用事がないのに学校に残っている日がある。 ○ 部活動に参加しなくなる。 ※ 他の子の荷物を持って帰る。

○ いじめを行っている児童が学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文具等を本人の許可もないのに勝手に使っている。 ○ プリント等の配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする。 ○ 自分の宿題をやらせている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する。 ○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で身体をつついたりしている。 ○ 授業の後片付けを押しつけている。
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている。 ○ けんかするよう仕向けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動の際等、自分の道具を持たせている。 ○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている。
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている。 ○ 自分の嫌いな食べ物を押しつける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の好きな食べものを無理矢理奪う。

清 掃 時	○ 雑巾がけばかりさせている。 ○ 雑巾を絞らせている。	○ 机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする。
放 課 後	○ 自分の用事に付き合わせる。	○ 違う部活動なのに待たせて一緒に帰る。

<注意しなければならない児童の様子>

様 子 等	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
動作や表情	○ 活気がなく、おどおどしている。 ○ 寂しそうな暗い表情をする。 ○ 手遊び等が多くなる。 ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする。	○ 視線を合わさない。 ○ 教師と話するとき不安な表情をする。 ○ 委員を辞める等やる気を失う。 ※ 言葉遣いが荒れた感じになる。
持ち物や服装	○ 教科書等にいたずら書きされる。 ○ 持ち物、靴、傘等を隠される。	○ 刃物等、危険な物を所持する。 ○ 服装が乱れたり破れたりしている。
そ の 他	○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる。 ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある。 ○ 教材費、写真代等の提出が遅れる。 ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる。 ○ SNSのグループから故意に外される。	○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする。 ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている。 ※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる。

◇ 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から、児童の家庭での様子について、以下のような相談があった場合、いじめを受けているのではないかと受け止め、指導に当たる。

<いじめを受けている児童が家庭で出すサイン>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。 ・ 風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため） ・ 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。 ・ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。 ・ 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。

- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・投げやりで、集中力がわからない。ささいなことでも決断できない。
- ・テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

<インターネットを通じて行われるいじめを受けている児童が家庭で出すサイン>

- ・携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする。
- ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- ・携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

⑥ いじめ防止のための校内組織

(ア) いじめ問題対策チーム

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ問題対策チームを設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。月1回の定例開催とする。構成員は以下のとおりとする。

<構成員> 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭

(イ) 個別案件対応班

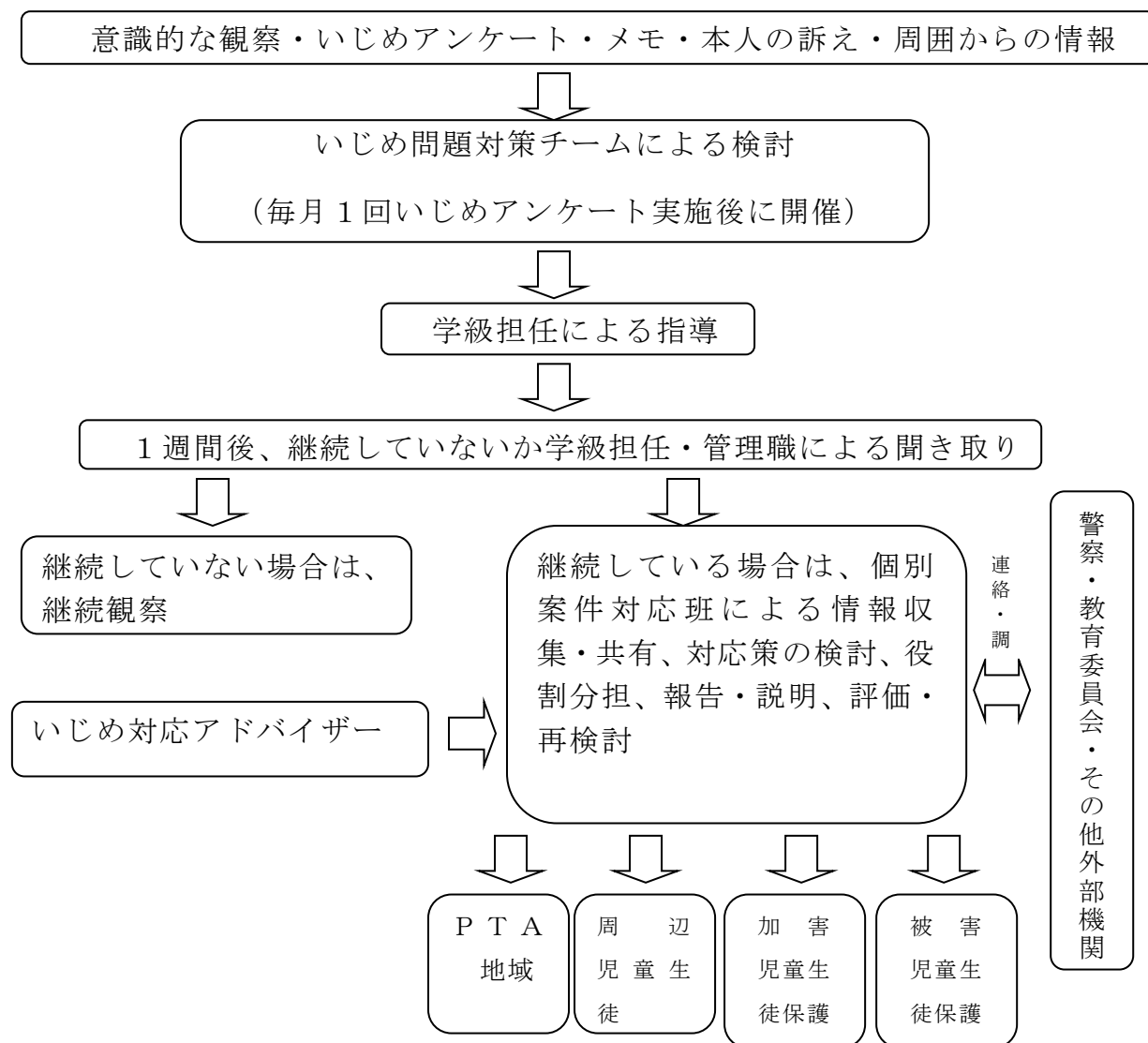
いじめと判断される事案が発生した場合、個別案件対応班による情報収集・共有、対応策の検討、役割分担、報告・説明、評価・再検討を行う。必要に応じ、いじめ対応アドバイザーの要請や、警察、教育委員会、その他外部機関との連携を図る。

<構成員> 校長、教頭、生徒指導主事、担任、その他関係職員

⑦ 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと「いじめ問題対策チーム」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、珠洲市教育委員会と連携を図り、珠洲警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(ア) いじめ問題の対処の流れ ※詳細は「いじめ対応マニュアル」参照



(イ) いじめ対応の手順

- 1) いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- 2) 校長は、いじめの報告を受けた場合は、個別案件対応班を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- 3) いじめられた児童のケアは、養護教諭、その他専門的な知識のある者と

連携した対応を図る。

- 4) いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。

また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。

- 5) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- 6) 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- 7) いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。
- 8) 教職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

③ いじめへの対処に関する留意事項

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめを行っている児童、いじめを受けている児童への個別の指導を徹底するとともに、いじめを行っている児童、いじめを受けている児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

また、「いじめを絶対に許さない」雰囲気为学校全体に醸成するためにも、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への指導も行う。

1) いじめを受けている児童への対応

【学校】

- ・いじめを受けている児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを約束する。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめを行った児童の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめを受けている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭に望むこと】

- ・子供の様子に十分注意して、子供のどんな小さな変化についても気にか

け、何かあったら学校に相談し、協力していく。

- ・子供の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子供の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

2) いじめを行っている児童への対応

【学校】

- ・頭ごなしに叱るのではなく、いじめを受けた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・集団によるいじめの場合、いじめを行っていた中心者が、表面に出ていることがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめを行った児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、どのような行為がいじめであるかをじっくりと説諭する。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・いじめを行った児童の背景や心理状態等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることもあるため、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・いじめが解消した状態とは、いじめに係る行為が止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていないことであり、被害児童に対する心理的又は物理的な行為が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していることを目安とする。

【家庭に望むこと】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・子供の変容を図るために、子供との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

3) いじめを受けている児童の保護者への学校の対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんなささいな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校してもらったりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめを受けている児童を守り通すことを十分伝える。

- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
 - ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
 - ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
 - ・家庭においても子供の様子に十分注意してもらい、子供のどんな小さな変化についても学校に連絡するよう要請する。
- 4) いじめを行っている児童の保護者への学校の対応
- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめを受けている児童や保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
 - ・教師が仲介役になり、いじめを受けた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
 - ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
 - ・いじめを行った児童の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
 - ・保護者に対して、指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
 - ・児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。
- 5) 周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への学校の対応
- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
 - ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
 - ・たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
 - ・はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ・学級活動や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
 - ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

⑧ 重大事態への対処

(ア) 重大事態の発生と報告

1) 重大事態の意味

- ◇ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合

- 精神性の疾患を発症した場合 等
- ◇ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
 - 「相当の期間」の目安は年間30日
 - 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

2) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(イ) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。また、調査を実施する際は、いじめを受けた児童を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

(ウ) 調査結果の提供及び報告

1) いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

2 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会に報告する。上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。

⑨ いじめ防止対策年間指導計画

	教職員の活動	児童の活動	保護者・地域への活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策基本方針についての検討 ○いじめに関する共通理解 ○情報交換会の実施 ○いじめアンケートの実施 ○いじめ問題対策チームによる検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級開き・学級ルールづくり【学級活動】 ○あいさつ運動【児童会活動】 ○1年生を迎える会【児童会活動】 ○お花見給食 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての説明・啓発【PTA総会・学級懇談会】

5月	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修会の実施 ○いじめアンケートの実施 ○いじめ問題対策チームによる検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会【学校行事・縦割り班活動】 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回Q-U調査の実施 ○情報交換会の実施 ○いじめアンケートの実施 ○いじめ問題対策チームによる検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動【児童会活動】 ○花壇づくり【縦割り班活動】 	<ul style="list-style-type: none"> ○若山庭まつりへの参加 ○経念虫送りへの参加
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回Q-U調査の分析 ○情報交換会の実施 ○いじめアンケートの実施 ○いじめ問題対策チームによる検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○花壇除草作業【縦割り班活動】 ○親子会議【教育委員会行事】 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換【個人懇談会】 ○学校評価【保護者アンケート】
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導に関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○水泳記録会【学校行事】 	<ul style="list-style-type: none"> ○若山地区盆踊りの夕べへの参加
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修会の実施 ○いじめアンケートの実施 ○いじめ問題対策チームによる検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動【児童会活動】 ○花壇除草作業【縦割り班活動】 ○遠足（1～4年）【学校行事】 ○宿泊体験（5・6年）【学校行事】 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評議員会・学校関係者評価委員会
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回Q-U調査の実施 ○情報交換会の実施 ○いじめアンケートの実施 ○いじめ問題対策チームによる検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○チャレンジマラソン大会 	<ul style="list-style-type: none"> ○若山町文化祭への参加 ○ネット利用に関する講演会
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回Q-U調査の分析 ○情報交換会の実施 ○いじめアンケートの実施 ○いじめ問題対策チームによる検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動【児童会活動】 ○学習発表会【学校行事】 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○情報交換会の実施 ○いじめアンケートの実施 ○いじめ問題対策チームによる検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめをしない集会【児童会活動】 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換【個人懇談会】 ○学校評価【保護者アンケート】
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修会の実施 ○いじめアンケートの実施 ○いじめ問題対策チームによる検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動【児童会活動】 ○スキー教室・雪遊び（1～6年）【学校行事】 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○情報交換会の実施 ○いじめアンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○なわとび集会【学校行事・縦割り班活動】 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評議員会・学校関係者評価委員会

	○いじめ問題対策チームによる検討	○6年生を送る会	
3月	○情報交換会の実施		

⑩ その他いじめの防止等のための取組に関する事項

(ア) 学校いじめ防止基本方針の公表

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公表するとともに、PTA総会等の機会を捉え、保護者に説明・啓発する。

(イ) 主な相談機関の案内

相談機関	電話番号	受付時間
珠洲市青少年育成センター	0768-82-7826	月～金 9:00～17:00
24時間子供SOS相談テレフォン	076-298-1699	24時間受付
石川県教育委員会 いじめ相談窓口	076-225-1830	月～金 9:00～17:00 (県庁にて面談も可)
石川県心の健康センター	076-238-5761	月～金 8:30～17:15
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	月～土 9:00～13:00
金沢地方法務局 子どもの人権110番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
金沢少年鑑別所内 小立野青少年相談室	076-231-1603	月～金 9:00～16:00
石川県警少年サポートセンター いじめ110番	0120-617-867	24時間受付
金沢こころの電話	076-222-7556	月～水 18:00～21:00 木・金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00
チャイルドライン・いしかわ	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00